

令和6年三重県議会定例会
予算決算常任委員会

決算審査意見に対する考え方について

令和6年10月2日
病院事業庁

項目	頁
(1) 令和5年度決算と中期経営計画の推進について	1
(1)－ア 令和5年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)	2
(1)－イ 令和5年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	3
(1)－ウ 令和5年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	4
(2) 未収金の回収と発生防止について	5

項目 (1)	令和5年度決算と中期経営計画の推進について	意見書 2頁
意見	<p>令和5年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の5類感染症への移行等に伴う入院収益の増加により医業収益は増加したが、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、経常損益は、前年度に比べ約5億7,116万円悪化し約4,812万円の経常損失となり平成30年度以来の赤字となった。</p> <p>純損益については、長期前受金の収益化額の精査により約29億3,762万円の特別利益が計上されたことから約28億8,950万円の純利益となり、累積欠損金は約43億9,959万円まで改善しているが、患者数が新型コロナ発生前までは回復していないことや医師不足も継続していることなどにより、中期経営計画における成果目標の達成状況は改善されていないなかで、病床確保に係る交付金が令和6年度から皆減となることから、今後、医業収益の回復の遅れにより累積欠損金が再び拡大することが懸念されている。</p> <p>県民の求める医療を着実に推進するとともに地域に必要な医療提供体制の確保を図るために、令和5年度末に新たに「三重県病院事業庁 中期経営計画（令和6年度～9年度）」を策定し、6年度から目標達成に向けて取組を進めているところであります、今後も医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、魅力ある病院づくりを進めて医師の確保に取り組むなど、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど健全な経営に努められたい。</p>	

○ 健全な経営について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も、入院・外来患者数とともに新型コロナ発生前までは回復しておらず、また、人件費の上昇や物価高騰等による費用の増加も見込まれるなど、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、県立病院に求められる役割・機能を担っていけるよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、令和5年度末に策定した中期経営計画に掲げた取組を着実に推進し、健全な経営に努めています。

項目 (1) 一ア	令和5年度決算と中期経営計画の推進について (こころの医療センター)	意見書 5頁
意見	<p>入院患者数の増加により医業収益は約 6,170 万円増加したが、病床確保に係る国からの交付金の大幅な減少により医業外収益が約 6 億 4,105 万円減少したため、経常損益は、前年度に比べ約 5 億 4,427 万円悪化し約 9,437 万円の経常損失となり令和元年度以来の赤字となった。</p> <p>新型コロナの 5 類感染症への移行後、社会経済活動は正常に戻りつつあるが、患者数が新型コロナ発生前まで回復していないことに加え、病床確保に係る交付金の皆減により収支の悪化が懸念されるなかで、引き続き経営改善プロジェクトの取組を中心に、医療ニーズに対応した病棟の見直し等に努めているところであり、患者数の確保や診療単価の向上等により収益の増加を図るとともに、コスト管理の徹底により費用の削減を図るなど、一層の経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため、県民の求める医療が着実に提供できるよう大学等への派遣要請を継続するとともに、魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保や定着に努められたい。</p> <p>令和 6 年 2 月に災害拠点精神科病院の指定を受けるとともに、3 月には新興感染症対応のための医療措置協定を締結しているところであり、今後も災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果たしながら、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。</p>	

○ 経営改善について

入院・外来患者の回復に向け、医療・福祉関係機関との連携強化等の取組を進めるとともに、病床管理の徹底や診療報酬改定への的確な対応など、経営改善に取り組んでいきます。

○ 医療従事者の確保や定着について

引き続き、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募のほか、精神保健指定医の資格取得などキャリア形成等の面から魅力のある病院づくりを通じて、医師の確保に取り組んでいきます。

また、医療従事者の定着に向け、医師事務作業補助者の充実や看護補助者の活用等による負担軽減、育児・介護のための休暇を取得しやすい勤務環境づくりを進めています。

○ きめ細かなサービスの提供について

引き続き、県内の精神科医療における中核病院として、救急・急性期医療や専門外来と専門病棟による認知症治療、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療にかかる積極的な取組に加え、BCP（事業継続計画）に基づく訓練や病棟の個室化とゾーニング対応によるまん延防止などを実施することで、大規模災害や新興感染症の発生に備えます。

また、患者の症状や生活環境に応じた適切な退院支援を行うとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を進めています。

項目 (1) 一イ	令和5年度決算と中期経営計画の推進について (一志病院)	意見書 5頁
意見	<p>新型コロナの5類感染症への移行後も外来患者数は回復していないことなどから医業収益は減少し、給与費や減価償却費等の医業費用も増加したため、経常損益は前年度に比べ約4,591万円悪化したものの、平成25年度から11年連続の黒字となる約8,476万円の経常利益となり、一志病院における累積欠損金は解消されている。</p> <p>令和5年10月には在宅復帰を支援するため地域包括ケア病床の運用を開始したことであり、今後も引き続き公立病院としての役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組等、地域のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。</p> <p>また、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供しながら、総合診療医やプライマリ・ケアエキスパートナース等の地域に貢献する医療人材の育成に取り組まれたい。</p>	

○ 健全な経営について

地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、健全な経営を進めています。

○ 地域に最適な医療サービスの安定的な提供及び人材の育成について

高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域において、引き続き、訪問診療や訪問看護等によるきめ細かな医療サービスを提供するとともに、救急患者の受入れにも適切に対応するなど、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアを実践していきます。

また、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、院内に設置されている「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援していきます。

項目 (1) 一ウ	令和5年度決算と中期経営計画の推進について (志摩病院)	意見書 6頁
意見	<p>令和5年度は、指定管理者制度による第2期指定管理期間の2年目となり、前年度に引き続き新型コロナ対策に積極的に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいるが、新型コロナの5類感染症への移行後も、入院患者数は前年度より増加したものの新型コロナ発生前までは回復していないなか、病床確保に係る国からの交付金の大幅な減少により指定管理者の経常損益は令和元年度以来の赤字となった。</p> <p>第2期指定管理期間に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」(以下「基本協定」という。)では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めていいるほか、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科については、県の地域医療確保交付金制度により診療機能が維持できるよう支援することとしている。</p> <p>病床確保に係る交付金が皆減となることも踏まえ、引き続き基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科への支援など、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行わせたい。</p>	

○ 経営改善に向けた指定管理者に対する指導や支援について

指定管理者においては、救急搬送の積極的な受入れにより救急患者数を増加させるなど、診療機能の充実を図っていますが、全国的な医師不足や診療科偏在等の影響もあり、診療体制の回復は依然として十分ではありません。

今後も、地域医療支援病院や災害拠点病院など志摩地域の中核病院として求められる役割・機能を担っていけるよう、引き続き、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁と指定管理者が連携し三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、診療機能の維持・充実に努めています。

また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に把握するとともに課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいきます。

項目 (2)	未収金の回収と発生防止について	意見書 6 頁
意見	<p>令和 5 年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の過年度未収金は、前年度に比べて約 96 万円減少し約 4,988 万円となっている。</p> <p>令和 5 年度については、引き続き電話督促、催告書の送付、臨戸訪問等を行うとともに、回収困難案件については弁護士法人に回収委託を行うなどにより、約 415 万円の過年度未収金を回収している。一方、高額療養制度等の各種福祉制度の申請支援やクレジットカードによる収納等に取り組んでいるが、新たな未収金が約 348 万円発生している。</p> <p>このため、過年度未収金の早期回収に取り組むとともに、引き続き未収金の発生防止に取り組まれたい。</p>	

○ 未収金の早期回収と発生防止について

過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めており、今後も、発生防止については入院時の高額療養費制度や公費負担制度の説明など、回収については債務者等への督促・催告に加え、法的措置や回収業務委託も活用して対応するなど、効果的で必要な対策を実施していきます。

なお、未収金の発生防止及び患者の利便性向上のため、令和 5 年 4 月から一志病院においてクレジットカードによる収納を開始しています。

[発生防止及び回収にかかる主な取組]

(1) 発生防止

- ①入院時に、入院費用の説明に加えて高額療養費制度についても説明し、診療費用の支払いに関する早期相談の促進に努めています。
- ②診療時や相談対応時など様々な機会を捉えて、公費負担制度の説明及び申請のサポートを行っています。
- ③病棟、会計、地域連携室等において、患者の支払いに関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（面談、早期支払いの働きかけ等）を行っています。

(2) 回収

- ①文書及び電話等による督促・催告を、本人に加えて連帯保証人等に対しても継続的に行っていきます。
- ②県独自の対応で回収が困難なものについては、弁護士法人に回収業務を委託しています。
※平成 19 年度から弁護士法人へ回収業務を委託しており、令和 5 年度からは新たに第 6 期目として契約を行っています。（令和 5~7 年度の複数年契約）
- ③病院からの督促等にも応じず、理由なく支払わない者に対しては、裁判所が債権者に代わって債務者に請求する制度（支払督促）の活用や、給与の差押えなどの強制執行を行います。